長岡京市障がい者施設通所交通費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者施設への通所者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することによって、当該通所者の経済的負担を軽減するとともに、さらなる就労機会の 創出及び就労意欲の向上を目的とする。

(対象者)

- 第2条 この事業の対象者は、本市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する支給決定を受けた者で障がい者施設に通所する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。
 - (1) 施設の送迎サービスを利用している等により、公共交通機関による運賃が発生していない者
 - (2) 事業所より、通勤手当を支給されている者
 - (3) 事業所を除くその他の団体等から通所に要する交通費の給付を受けている者
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者で、通所に要する交通費の扶助を受けている者

(対象施設)

- 第3条 この事業の対象となる障がい者施設は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所
 - (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所 (助成金の額)
- 第4条 助成金の額は、最も合理的な経路及び方法により通所した場合の交通費(障がい者割引の適用を受けることができる場合又は他の制度等により交通費の助成が行われている場合にあっては、その額を控除した額)の2分の1に相当する額とし、1か月当たり5千円を上限とする。
- 2 助成金の額の計算過程において、1円未満の端数を生じた場合は、その端数が生じた 段階でこれらを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

- 第5条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、通所する施設の 長の証明を受けた長岡京市障がい者施設通所交通費助成金支給申請書(別記様式第1号) を、市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、毎年1月分から6月分までを同年8月までに、7月分から12月分までを 翌年2月までに前項の規定による申請を行うものとする。
- 3 申請者は、前項に規定する期間を過ぎた月分については、助成金の交付を受けようと する月の属する年度の翌年度末までに申請を行うものとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受け付けたときは、これを審査し、その適否を 長岡京市障がい者施設通所交通費助成金支給決定(却下)通知書(別記様式第2号)によ り申請者に通知し、交付決定したときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年8月までに行うこととなる助成金の支給の申請の対象については、第5条第 2項の規定にかかわらず、同年4月から6月分までとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

E.図言本際がい**芝**族製造形な通典用よる支給由誌書

				長岡月	市障	がいす	者施設通序	斤交通費即	力成	总金支給申	請書				
長岡京市長			様							2	年	月	E		
*	~ -1//(\	1, 1													
				申	請者										
						氏	名								
						電話番	号								
長岡	京市障	がい	者施	設通序	沂交通耆	貴助成	事業実施要	要綱第5条	:の;	規定により	、助成金の	う支持	給を申	請しま	
す。	なお、	生活	保護	費のえ	5.給状況	己につ	いて、市担	旦当課に調	査	照会され	ることに「	司意	します		
対象者氏名				生年月日								年	月	日	
受給者証番号				申請者との続柄											
交	→	全原	 听												
通所施設(種別)										(就)	A・就B	• 就	 労移行	:)	
	利用交通機関名											往往	复利用の	り有無	
順路				乗車区間							(円)	(往復の場合に☑)			
1				~											
2			~												
3			~												
通所期間				年 月 ~					年	月	(か月分)				
該	当月			月		月	月		月	月		月	合	計	
通用	近日数					月	E		日	月		日		F	
月名	質交通費	5				円	P.]	円	円	円		Į.		
申請額															
※交通費の 1/2 上限 5,000 円				F.		円	F.	J	円	H		円		F.	
上	.記、通	!所其	期間及	なび通	所日数	等に	ついては、	事実に相	違	ないことを	と証明する) 0			
		年		月	日										
	住所														
施設名 代表者															
												F	= [7		
助成金の		金融機		期				銀	銀行・金庫・農協			支店			
		預金種別		:			リガナ								
振込先申請者名義		口座番号		·,		[口座名義								
				号 N	Vo.										

様

長岡京市障がい者施設通所交通費助成金支給決定(却下)通知書

長岡京市長印

年 月 日付けで申請のありました障がい者施設通所交通費助成金については、長岡京市障がい者施設通所交通費助成事業実施要綱第6条の規定により、下記の通り決定(却下)しましたので通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 振込予定日
- 4 却下の場合その理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 長岡京市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は市長)を被告として裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。